

年会費の定め

別添1 (第10条)

在ポーランド日本商工会内規一号 年会費の定め

制定 2008 年 11 月 22 日

改訂

1. 在ポーランド日本商工会規約第十六条(年会費)にもとづき、会員法人は、以下に定める金額を当該年度の前期中に納入するものとする。

(1) マゾヴィエツキ県内の会員法人 年額 3,700PLN

(2) 上記以外の会員法人 年額 3,300PLN

2. 定例会において入会を承認された新規会員法人は、承認された定例会の翌月よりその年度末までの月数/12の月割り方式で当該年度の会費を納入する。

3. 年度中に退会した会員法人の既納金は返金しないものとする。

4. その他、臨時の行事等想定外の支出が発生した場合、必要に応じて会費の徴収を求める場合がある。

5. 年会費は、期日までに記金融機関宛に振込みするものとする。

6. この内規の改廃は、定例会で審議し、会員法人の議決を経て、承認を得て行うものとする。

7. この内規は 2009 年 1 月 1 日から施行する。